

多摩川河川整備計画有識者会議規則

(趣旨)

第1条 本規則は、国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という。）が「多摩川水系河川整備計画（案）」を作成するに当たり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づいて、学識経験を有する者の意見を聴く場として設置する多摩川河川整備計画有識者会議（以下「会議」という。）の組織、委員、会議、庶務その他会議の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(会議の委員及び組織)

第2条 委員は、多摩川に関する学識や知見を有する者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員は12人以内で組織する。
- 3 委員の任期は多摩川水系河川整備計画が策定されるまでとする。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員の代理出席は認めない。
- 6 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 座長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第3項に定める期間とする。
- 8 会議には、関係都県の担当者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 9 座長は、会務を総理する。
- 10 座長に事故があり、参加できないときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第3条 会議の事務局は、関東地方整備局河川部河川計画課及び京浜河川事務所流域治水課に置く。

- 2 事務局は委員会の運営に関して必要な事務を処理する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

(施行期日)

本規則は、令和2年1月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

本規則は、令和4年10月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

本規則は、令和6年10月31日から施行する。